

放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果

公表日：令和2年12月

事業所名： 手柄ひまわりホーム

区分	チェック項目	現状評価（実施状況・工夫点等）	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	その日の活動状況に応じてパーティションを取り外し、併設する多目的室を有効に活用する等、スペースの確保に努めている。	「確保されている」とする回答が多数を占めたが、「どちらともいえない」も20%あり、活動に際しては手狭と感じられる方もおられた。	従来どおりの対応を行い、一人一人のスペースを確保する。
	2 職員の適切な配置	基準の職員配置数を確保し、散歩等の外出、運動等の活動時には安全面を考慮し、増員するなどの対応をしている。	「適切と思う」との回答が多数だったが、「わからない」との回答もあった。	従来どおり、利用人数、送迎に応じて必要な職員を配置するとともに、設置基準について保護者への説明も実施する。
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	活動プログラムの予定等は写真を使ってわかりやすく掲示している。バリアフリー化もできており、障害特性に応じた環境整備をしている。	「整備できている」との評価が多数であった。	個別面談時等、比較的時間に余裕のある時には、できる限り、部屋にご案内し、実際に活動スペースを確認してもらう機会を増やしていく。
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	毎日清掃し、清潔な状態を保つとともに、コロナ対策を含めた衛生管理に取り組んでいる。	「確保できている」との評価が多数だった。	現在の状況を維持し、衛生対策に努め子ども達が心地よく過ごせる空間を確保していく。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）への職員の積極的な参画	毎日その日の活動の目的、利用時の情報確認・課題検討を行い、終礼時に実践できたかどうかを中心に話し合う時間を確保している。		従来どおりの取り組みをしていく。
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	事業所運営状況調査を受けた際、概ね良好との回答を得る。		適切な運営に努め、定期的な状況調査を検討。
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	毎月1回、施設内で研修を実施している。施設外での研修についても、可能な限り調整して、機会を確保するようにしている。		今後もこの方針で続けていく。
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	コロナのため電話による面談、アンケート等を行い、課題・ニーズの把握に努め、ケース会議等において計画作成に資する分析を行っている。		コロナに配慮しつつ保護者からの情報収集を行い、アセスメント十分な時間をかけ、ニーズや課題を的確に分析したうえで、計画を作成していく。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	会議の場で、児童発達支援管理責任者と直接処遇職員が、子どもの現状や課題について話し合い、計画に反映させている。	個別支援計画については、「ニーズ、課題を確認し、具体的な支援計画が設定されている」との意見があった。	個別支援計画作成手順を明確にし、アセスメントから立案、会議による検討により担当職員に支援計画が徹底されるように努める。
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	具体的に個別支援計画を策定し、支援目標の明確化に努めた。		保護者に対して意図が伝わるよう、支援内容の具体的な記載に留意して作成していく。

区分	チェック項目	現状評価（実施状況・工夫点等）	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
適切な支援の提供（続き）	4	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	個別支援計画に基づきケース会議を実施し、職員間での情報共有、支援目標の共有に努めた。	「はい」との回答が多数であった。面談の場を活用した具体的な説明を受けている、との記入有。	今後も計画の内容のを充実させ、それに沿った支援を実施していく。
	5	チーム全体での活動プログラムの立案	活動プログラムの立案については計画的にチーム全体で話し合う場を設けており、新しい案も積極的に取り入れるようにしている。	「季節の行事、幅広い活動等があり、子どもも楽しんでいる」「ひまわりに行くのを楽しみにしている」等の感想があった。	今後もこの方針を続けていく。
	6	平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	休日や長期休暇等は、午前は外出、午後は室内での活動といったプログラムを組むなど、平日とは別のタイムテーブルになっている。		今後も引き続きこの形で進めていく。
	7	活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	活動プログラムが固定化しないよう、定期的に職員間で意見交換をする場を設けている。その上で、受け持ち担当がプログラム内容を考え、実践している。		家族の要望も尊重しつつ、子ども達の視野が広がるようなプログラムを計画していく。中学生・高校生に対しては卒業後の進路を見据えた個別支援、活動プログラムの提供を検討していく。
	8	支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	子ども達の受け入れ前に、支援内容や役割分担についての確認、準備を行っている。		引き続き、職員間での情報の共有、個々の支援目標の確認を怠らないようにする。
	9	支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	毎日終礼を行い、その日の反省や、子どもへの対応で良かった点などについて話をしている。	今後も引き続きこの形で進めていく。	
	10	日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	日々の記録を行い、振り返りや手順の確認を実施。	職員間で支援の検証をした結果を、記録に反映していく。	
	11	定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	保護者との十分な面談時間を設け、定期的にモニタリングを実施するとともに、状況の変化、課題の検討時にも面談を実施し支援計画の資としている。	引き続き丁寧なモニタリングを行うことで、利用者の潜在的なニーズを引き出し、計画に反映させていく。	

区分	チェック項目	現状評価（実施状況・工夫点等）	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
関係機関との連携	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	要請があれば、児童発達支援管理責任者が参加し、必要に応じて直接支援職員も参加している。	今後もサービス担当者会議に参画し、関係機関と連携して、情報を共有していく。
	2	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合） 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	対象者なし。	
	3	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合） 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	対象者なし。	
	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（小学部）等との間での支援内容等の十分な情報共有	必要に応じてサービス担当者会議、相談支援事業所を通じた学校訪問等を実施し、情報の共有を行っている。	今後も必要な情報を、関係機関と共有していく。
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	障害福祉サービス事業所等からの依頼があれば、情報提供を行う準備はしている。	今後も障害福祉サービス事業所等から依頼があれば、必要な情報を提供していく。
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	現在のところ、専門機関との連携はとれていない。研修受講の機会はある限りつくっている。	今後は、必要に応じて専門機関との連携を図っていく。
	7	児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	現在のところ、行っていない。	コロナの状況も含め、できる限りの交流活動などは検討していく。
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	現在のところ、行っていない。地域の行事、イベント等には参加することもある。	今後は事業所運営の理解を得るためにも、地域住民との交流を検討する。

区分	チェック項目	現状評価（実施状況・工夫点等）	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
保護者への説明責・連携支援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	契約時に支援の内容、利用者負担等についての説明を行っている。	「丁寧な説明がなされている」との評価が多数であった。	今後も支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っていく。
	2	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	個別面談時に計画を示しながら、支援内容を説明している。	「丁寧な説明がなされている」との評価が多数であった。	今後はさらに丁寧かつ具体的な説明を行っていく。
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	現在のところ、ペアレント・トレーニングの実施はしていないが、折に触れての助言や、保護者座談会等の情報提供は行っている。	「おこなわれている」との回答が半数を占めた。	個別面談時やお迎えの時に、子どもの様子を伝えるとともに、助言も行っていく。
	4	子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	個別面談やお迎え時に状況の様子や対応について説明し、支援目標について理解していただけるように努めている。	「はい」との回答が多数であった。「短時間ながらとても丁寧に様子を見、また伝えて頂けていると感じ、ありがたい」との感想もあった。	今後も子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解が持てるよう、コミュニケーションを密にしていく。
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	保護者からの相談があれば、その都度対応し、必要に応じて関係機関に繋げる等している。具体的な対応方法などを提案し、問題解決に繋げている。	「はい」との回答が100%であった。	今後は保護者が気兼ねなく育児に関する相談ができるような雰囲気づくりを心がけるとともに、適切な助言を実施できるよう、専門性を高めていく。
	6	父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	同一法人内で不定期で行われる、保護者座談会への参加の呼びかけを積極的に行っている。	勉強会への参加をされた保護者もおられたが、「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」との回答が過半数を占めた。	今後は保護者が気軽に参加できるような保護者交流会や部外講師による保護者研修会の企画も検討する。
	7	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	契約時、重要事項を説明する際に苦情対応体制についての話をしている。苦情があった場合も迅速に対応している。	「はい」との回答が多数であったが、「わからない」との回答もあった。	相談、苦情に対する体制について周知して頂けるよう、説明を行っていく。
	8	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	子どもの障害特性や発達の段階に応じた配慮をしている。保護者にはお迎え時に話をしたり、連絡ノートへの記入等で、できる限り意思の疎通を図っている。	「お迎え時にその日の様子を伝えてもらっている」等の感想があった。	今後も子どもや保護者が安心して施設を利用できるよう、意思の疎通や情報伝達のための配慮を怠らないようにしていく。
	9	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	毎月「手柄ひまわりホームだより」を発行し、行事予定や連絡事項を発信している。活動概要についてはホームページ、パンフレットに掲載している。	「はい」との回答が多数であった。	ホームページの存在について知らない保護者もいたので、今後は周知していく。
	10	個人情報の取扱いに対する十分な対応	個人情報については、契約時に確認を取り、取り扱いには十分に注意している。	「十分に注意されている」との回答が大多数であった。	個人情報の取扱いについては、すべての利用者が安心できるように十分な注意を払うとともに、取り扱いに関する説明・確認を確行していく。

区分	チェック項目	現状評価（実施状況・工夫点等）	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	面談時に各種マニュアルについて周知するように努めている。職員には研修を通じて周知徹底している。	「はい」との回答が多数であったが、「わからない」との回答もあった。	今後も面談時には、実際のマニュアルを提示しながら丁寧に説明していく。
	2	非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	成人の生活介護事業においては定期的に避難訓練を行っているが、放課後等デイサービス事業においては実施できていない。災害発生時の対応については個別支援計画に記載している。	「わからない」との回答が多数であった。	今後は子供を対象とした避難訓練の実施を検討し、各種災害に対応した避難訓練を企画する。
	3	虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	全職員が参加して、虐待防止についての研修を年1回実施している。		今後も継続して行っていく。
	4	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	身体拘束廃止会議において組織的に決定し、保護者に説明のうえ、同意を得ている。個別支援計画への記載は現時点ではできていない。		個別支援計画には順次記載していく。
	5	食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	現在のところアレルギー児はいない。契約時に保護者に確認し、医師の指示書をもらうようにしている。		保護者への確認を怠らず、適切な対応ができるよう、注意を払っていく。
	6	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	職員には何かあれば「ヒヤリハット報告書」の提出を義務付け、会議等で事例の検討を行っている。		今後も継続して取り組んでいく。